

# 世界遺産条約の概要

## (1) 条約の概要

- ・正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
- ・目的：顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する。
- ・採択：1972年（我が国は1992年に締結）
- ・締約国数：188ヶ国（2011年11月現在）
- ・事務局：UNESCO世界遺産センター（パリ）

## (2) 世界遺産のカテゴリーと登録件数（2011年7月現在）

カテゴリー	対象	登録件数
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡を対象	725
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象	183
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象	28
(合計)		936

## (3) 世界自然遺産のクライテリア（評価基準）

以下のクライテリア（評価基準）の1つ以上に合致する世界的に見て類まれな価値を有し、法的措置等により、評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要。※(i)～(vi)は世界文化遺産のクライテリア

### (vii) 自然景観

ひときわ優れた自然美をもった自然現象や景観を有する地域

### (viii) 地形・地質

過去の生命進化の歴史や地球の歴史の証拠となるような重要な地形・地質等がよく現れている地域

### (ix) 生態系

現在も進行中の生物の進化や生物群集の見本となるような、極めて特徴のある生態系を有する地域

### (x) 生物多様性

絶滅危惧種の生息地や、生物多様性の保全上最も重要な生物が生息・生育する地域

※小笠原諸島は、世界遺産の評価基準のうち(ix)生態系に該当

## (4) 我が国の世界遺産

### 【自然遺産(計4地域)】

- ・屋久島(平成5年)
- ・白神山地(平成5年)
- ・知床(平成17年)
- ・小笠原諸島(平成23年)

### 【文化遺産(計12地域)】

- ・法隆寺地域の仏教建造物(平成5年)
- ・姫路城(平成5年)
- ・古都京都の文化財(平成6年)
- ・白川郷・五箇山の合掌造り集落(平成7年)
- ・原爆ドーム(平成8年)
- ・厳島神社(平成8年)
- ・古都奈良の文化財(平成10年)
- ・日光の社寺(平成11年)
- ・琉球王国のグスク及び関連遺産群(平成12年)
- ・紀伊山地の霊場と参詣道(平成16年)
- ・石見銀山遺跡とその文化的景観(平成19年)
- ・平泉(平成23年)

# 小笠原諸島世界自然遺産登録について

## 世界遺産登録の経緯

平成15年

日本国内で世界遺産の候補地に

平成19年

世界遺産委員会へ暫定リストの提出

・外来種対策の推進

・地域連絡会議、科学委員会での  
推薦書、管理計画の検討

平成22年1月26日

世界遺産委員会へ推薦書、管理計画の本提出

平成22年7月

世界遺産委員会の諮問機関である  
IUCN(国際自然保護連合)による  
現地視察

・IUCNからの追加情報要請とその  
回答などのやりとり

平成23年5月7日

IUCNによる評価結果が出される

平成23年6月24日

第35回世界遺産委員会(パリ)で  
登録が決定(登録日は6月29日)

## 登録決定内容

### ◆登録された価値：「生態系」

固有性の密度の高さと適応放散の証拠の多いことの組み合わせが、他の進化過程を示す遺産よりも際だっている。

小面積であることを考慮すると、小笠原諸島は陸産貝類と維管束植物において並外れた高いレベルの固有性を示している。



### ◆登録時の勧告

#### ○ 要請事項

- 侵略的外来種対策を継続すること。
- 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。

#### ○ 奨励事項

- 資産における海域公園地区をさらに拡張することを検討すること。それにより管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。
- 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究およびモニタリング計画を策定、実施すること。
- 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。特に、小笠原エコツーリズム協議会を強化するために、科学委員会をそのメンバーに加え、諸島の価値を保護するような適切な観光方針を助言してもらうこと。
- 観光による影響を管理するために、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定

# 小笠原諸島世界自然遺産登録に対する振興開発事業の貢献

## 植生回復事業

### ノヤギ排除

- ・自然環境の基礎となる植生を破壊し、裸地化により土壤浸食も引き起こすノヤギを、追い込み柵や銃器により排除。
- ・これまで聟島、媒島、弟島、兄島などで根絶、残るは父島のみ。
- ・排除により植生や希少植物が回復している。
- ・数ある外来種対策の中でも順調な成果をあげている。



<ノヤギと裸地化>



<追い込みによる捕獲>

### 植生回復

- ・ノヤギ排除完了後も、土壤浸食が進行している聟島列島において、土留めや侵食防止シートの設置等を実施。
- ・海域への赤土流出防止等にも貢献。



<谷止め実施状況>



<土留め実施状況>

### 自然環境調査

- ・各種作業等の影響や、自然環境の回復状況などについてモニタリング調査を実施。
- ・ノヤギ排除等により、植生や希少植物の回復状況が確認されている。



<ノヤギ排除により増加した希少植物  
(ウラジロコムラサキ)>

## 自然ガイド

### ガイド講習

- ・南島、母島石門一帯でのエコツーリズムで活躍する認定自然ガイドを育成。
- ・育成された自然ガイドにより、適切なエコツーリズムが行なわれ、観光振興と自然環境保全の両立を推進。



<南島現地における講習>



<エコツーリズムで活躍するガイド>

## 園地・歩道等

### 園地・歩道の整備

- ・観光客の適正な利用を誘導。



<木道整備により、踏み荒らしを防止>

### ビジターセンターの整備

- ・自然環境に関する普及啓発を促進。



<ビジターセンターでの展示>

平成 24 年 2 月  
小 笠 原 村

## 世界遺産登録後の観光における状況

### 1 観光客数の動向（別紙参照）

- 過去に最も多かった平成 10 年度の 1.22 倍（12 月までの実績）
- ここ 3 年（平成 20～22 年度）平均の 1.38 倍
- 7、8 月は過去のピークと変わりないが、  
秋の閑散期の落ち込みが例年ほど激しくなく  
高止まり状態
- 特に 10～12 月が例年に比べ観光客が目立つ



入港の賑わい

### 2 登録後の変化

#### ① 客層の拡大

- 小笠原についての予備知識のない観光客の増加
- 従来の観光客に加え高齢の観光客が増加  
(参考：平成 22 年 11 月の 60 歳以上の来島者の割合が 12.6% に対し平成 23 年は 28.3%)

#### ② 旅行形態の拡大

- 旅行会社によるツアーの増加  
(ただし催行規模は宿やガイドの限界  
があるため最大でも 20 人程度)



旅行会社によるツアー

#### ③ 観光船（クルーズ船）寄港回数の増加

- 平成 23 年 8～9 月 3 隻（前年 0 隻）
- 平成 24 年年始～5 月 16 隻（前年 6 隻）



観光船

### 3 今後の主な課題とその対策

#### ① 自然環境保全のための利用ルールの周知徹底

＜対策＞

→小笠原エコツーリズム協議会による小笠原陸域ガイド登録制度の開始  
(平成 24 年度から登録ガイド誕生)

→船内案内、事業者広報の充実及びツアーガイドによるルール遵守の徹底

→エコツー協議会ルール・ガイド制度部会における各種ルール等の見直し



山を案内するガイド

#### ② 定期船おがさわら丸の混雑、船内における快適性確保

＜対策＞

→定期船特 2 等船室の増設、医務室の新設 (平成 24 年 1 月の船渠工事にて)

→船内設備などのバリアフリー化の要望

→現おがさわら丸は船齢 15 年を超えており新造船の建造を中期的に検討



特 2 等船室

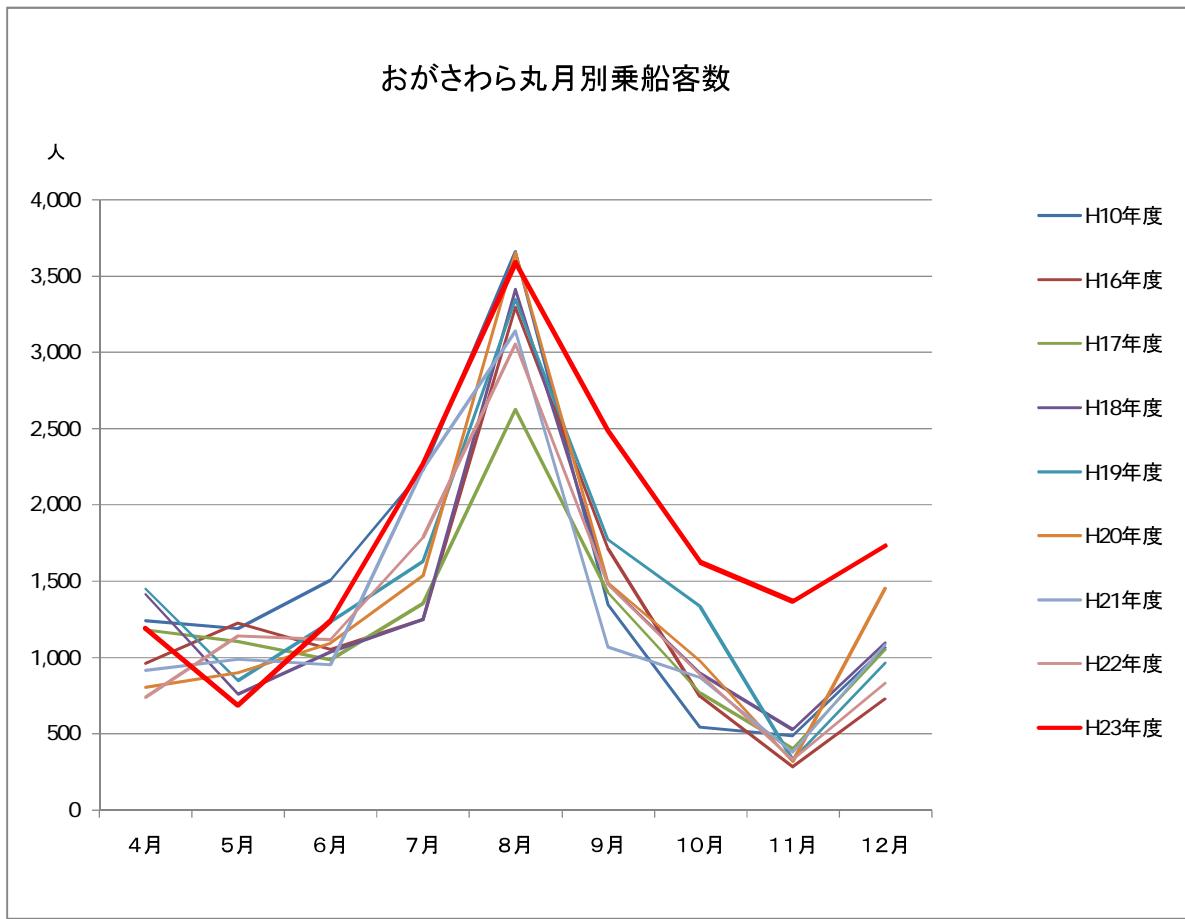
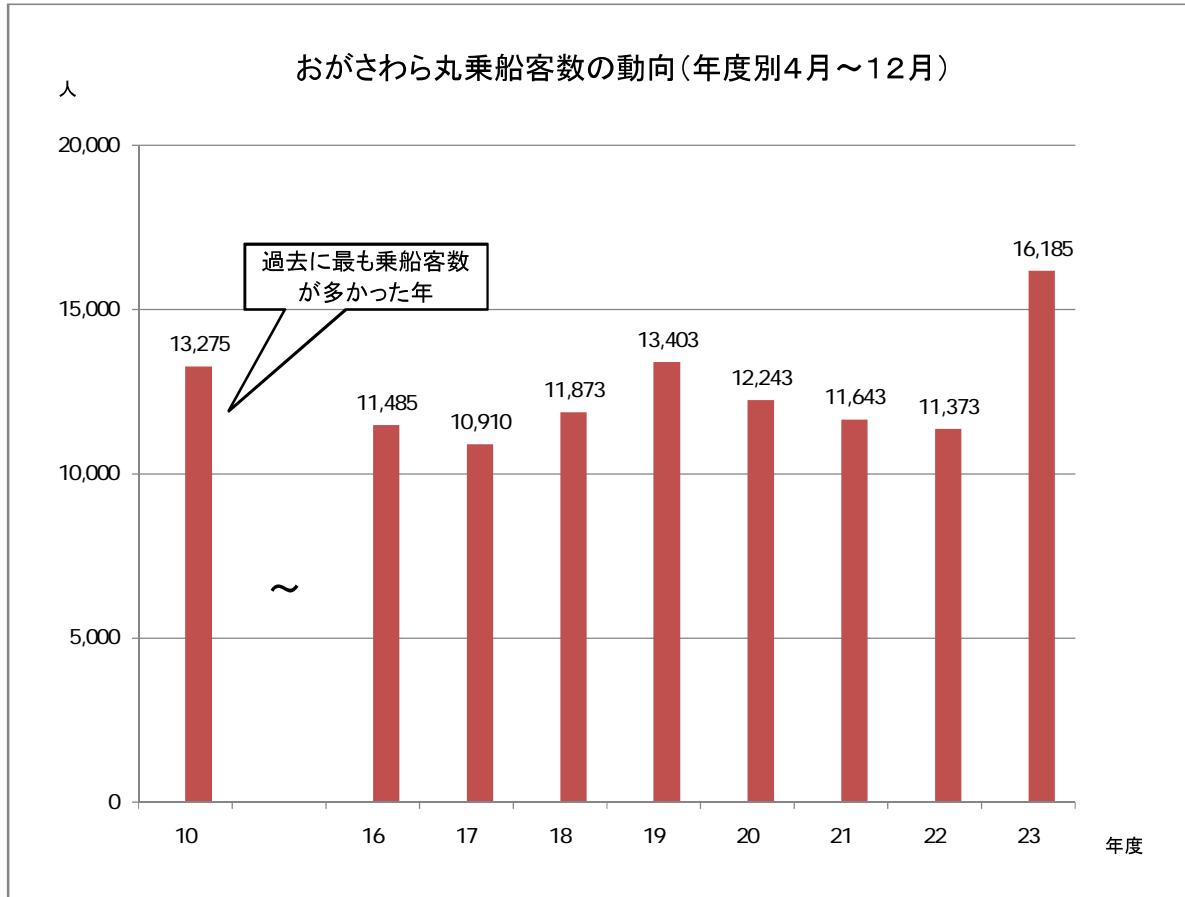
#### ③ 定期船と観光船の入港が重なった時のガイド不足の懸念

＜対策＞

→ガイド登録制度の推進 (新規ガイド登録の受け入れ)

→村民総ガイドの推進 (観光立島として村民と観光客のふれあい)

→集落周辺のセルフガイドツアーの充実に向けた検討



※乗船客数は乗船目的が帰島・仕事・研究を除く観光・釣り・ダイビング・その他・不明の合計